

Title	千九百二十一年亜米利加合衆国緊急関税法制定に就て(二、完)
Sub Title	
Author	水野, 智彦
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.10 (1921. 10) ,p.1389(129)- 1400(140)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19211001-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「要するに吾人は近世社會主義の批判的判斷の他の方法を度々打開した。經濟現象の自然法的發展は個々に於いてマルクス主義者が説明するのは違つたものであることを示さうと努めた。又吾人は吾人の經濟及び生産方法の本質と傾向とが社會化して居るものであり、此の理由から生産手段の集合は自然必然的でないことを否定した。——是をなす者は社會的マルクス主義の根本思想を正しいものとして取つて居る。「吾人が其の根本學說に一の反對を發見し得る。マルクス主義の方面の政治的活動に對してなされる反對論に就いても同様である。それは經濟現象の運動を進捗するより以上に正確にもあるとは出來ない。其代りに若し生産手段の集合に對する經濟的豫件を自然的發展に於いて尙ほ十分に成長しなかつたならば、政治的權力の獲得になされた努力が成功した場合に狼狽し

なければならぬ。——然し乍らある確信せるマルクス主義者の政治的活動は彼の意味に於いて實際に向つて唯準備的の且つ教育的のものであるに過ぎない。故に此の問題は其の黨派が政治的權力を所有した時によりよく履行し得るだらう。又そこで最後に述べた反對も近世社會主義の原則を動かすには適當ではないのである。そこで吾人は以前に述べた問に戻る。即ちある公共團體の法律上の規則は唯經濟的現象の自然的根據の上の人工の上層構造に過ぎないのか。而して社會秩序の變遷は最後に於いて唯自然必然的の經濟過程に歸せらるべきであるか。」
次にシュタムラーは「マルクス主義の内部に於ける新運動」なる一節を設けベルンシュタインに就いて述べて居るが、こゝには不必要であると思ふから省略して、直ちにシュタムラーの唯物史觀批判を紹介しやうと思ふ。而して是

を補ふに其の主著「經濟と法律」のことに述べるところを以つてし、シュタムラーの學說を批評することに依つて經濟史と唯物史觀、更に人類の歴史中に於ける經濟史の重要を明かにしたいと思ふ。

(註1) Rudolf Stammler の Materialistischen Geschichtsauffassung は Conrads Handwörterbuch 中に寄稿せる小論文ではあるが、此の種の論文中最も要を得たるものであると思ふ。

(註2) Wirtschaft und Recht, nach der materialistischen Geschichtsauffassung, 第二版(一九〇六年)に依る。前述の經濟と法律との關係に關する疑問は此の書及び批判に於いて解決を與へて居る。

(未完)

定に就て (二、完)

水野智彦

第八 爲替換算率制限に關する法案

四月十五日下午院通過、五月上旬上院委員會に於て全部削除

大戰以後歐洲諸國宛爲替相場暴落して歐洲よりの輸入品に對する米國の産業戰が著しく不利に傾きたる事は、前節に略述せる所なるも、該法案の論據とする所は主として此點に存するを以て斯に再述せんに。

一、爲替相場と歐洲の物價

開戰以來紙幣の増發、恐慌の來襲、輸出貿易の不振等あらゆる原因累積して、下落に下落せる歐洲宛爲替相場は千九百二十年略ぼ其最低限

度まで到達したるが如く、千九百二十一年の春 開會の當時左記の如き状態にありたり。
は特に注目すべき波亂を作らず、第六十七議會

國 名	單位貨幣	平準點	千九百二十一年四月	下落の比例
スウェーデン	コ ロ ナ	〇、二六八	〇、二三六	一割二分
英 國	磅	四、八六七	三、九二五	一割九分
スベ イ ン	ハ セ タ	〇、一九三	〇、一三八	二割八分
ノールウェー	コ ロ ナ	〇、二六八	〇、一五九	四割〇分
ベルギー	フ ラ ン ク	〇、一九三	〇、〇七三	六割二分
佛 蘭 西	フ ラ ン ク	〇、一九三	〇、〇七二	六割二分
伊 太 利	リ ー ラ	〇、一九三	〇、〇四七	七割五分
獨 逸	馬 克	〇、二三八	〇、〇一六	九割三分
シエコスロメキア	ク ラ ウ ン	〇、二〇三	〇、〇一四	九割三分
オーストリア	コ ロ ナ	〇、二〇三	〇、〇〇三	九割八分
ハンガリー	コ ロ ナ	〇、二〇三	〇、〇〇四	九割八分
露 西 亞	ルーブル	〇、五一五	〇、〇〇四	九割九分

相場の高低は貿易の常なれ共、斯の如く下落せる相場を以て長き歳月を経過すれば、米國の生産業者に取りては結局競争國の物價下落と選ぶ所なく、米國の物價が戦前に比し六割乃至七割の騰貴を示せるに對し歐洲諸國の物價は其本

國に於てこそ騰貴したれ共、米國と競争する上に於ては、爲替相場の下落の爲に其大部分或は全部を恢復して戦前に近き價格を有するものさへあり。

今其二三の主なる國を擧げて戦争の前後に於

ける物價を比較すれば次の如し。

戰 前	物價指數	換算率	千九百二十一年四月上旬		騰貴率
			米國物價に對抗する歐洲物價	米國物價に對抗する歐洲物價	
合 衆 國	一〇〇		一〇〇	一〇〇	六割七分
獨 逸	一〇〇	二三八	一四四〇	〇、一六	低落三分
佛 蘭 西	一〇〇	一九三	三七六	〇、七二	四割一分
伊 太 利	一〇〇	一九三	七九五	〇、四七	九割四分
英 國	一〇〇	四八六七	一九二	三、九二五	五割五分

【註】物價指數は聯合準備銀行の指數表に據れり

右の表に據りて明かなる如く米國の物價が六割七分騰貴せる間に、之に對抗する主なる歐洲輸出國中米國以上に價格の騰貴せる所は伊太利のみにして、佛蘭西及び英國は四割一分乃至五割五分の騰貴を示し、獨逸の物價は却つて三分の低落を示せり。【註八】

【註八】日本は千九百十三年物價指數を百としたる時千九百二十一年三月の指數は百九十五にして、爲替相場は平準點四九八に對して三月は四八五なるを以て差引計算するに八割九分の騰貴にして歐洲諸國とは勿論、米國の物

價騰貴を比較しても尙不利の立場にあり。之れ米國の生産業者並に政府當局者の大に憂慮したる所にして、何等かの形式を以て保護關稅の内に爲替相場に關する規定を設けざるべからずとなすに至りたる所以なり。

二、爲替相場と關稅收入
第二に該法案の論據としたる所は爲替相場の下落に由る關稅收入の減少なり。

千九百十九年十一月以後の稅關規則に據るに、課稅の標準とする外國貨幣の換算率は、輸出

の時に於ける輸出地の米國宛參着拂の相場(米國領事の證明を要す)なるを以て、爲替の相場變動すれば之に従ひて關稅の額にも變動を來すは當然にして、若し單純に考ふれば今日の如く歐洲の爲替相場が一齊に下落せる場合は米國の關稅收入も減少するは免れざるの理なり。

三、爲替換算率制限の程度

前述二個の理由に基き下院の法律案は規定して「凡て輸入稅賦課の目的を以て外國貨幣を合衆國貨幣に換算する場合には、其下落の制限を六割六分三分ノ二に限定し、若し其れ以上に下落せる場合は右の限度に直して之に課稅すべし」となせり。

爲換相場の暴落が米國の産業に禍を爲せる事は再三之を繰り返して述べたる所なるが、直ちに之を以て其下落の限度を平準點以下三分の一に定めよ或は二分の一に定めよと云ふ理由は毫

次の如し。

國名	標準價	平準點	三月末時價	當法案の規定に従へば	課稅標準の騰貴
獨逸	馬克	、二三八	、〇一六	、〇八〇	四、八八倍
伊太利	リラ	、一九三	、〇四六	、〇六四	一、四倍
オーストリア	コロナ	、二〇三	、〇〇三	、〇六八	二、二倍
ハンガリー	コロナ	、二〇二	、〇〇四	、〇六八	一、七、三倍
シエコスロバキヤ	クラーン	、二〇三	、〇〇一	、〇七九	四、七五倍

之を以て、右の法案、下院通過と同時に大なる反對起り、終に上院委員會は之を緊急關稅法案中より削除し、之に代えて從價稅標準變更に關する法律案を上院に提出するに至れり。

第九 從價稅標準變更に關する法律案

從來のアンダーワード關稅法に據るに、從價稅賦課の標準は輸出國の市價なりし事は既に之を述べたり。

是れ從來の取引慣例に従へば、一般に外國に輸出する商品の價格は其本國內に於て消費せらるる市價よりも低廉なるを原則としたるを以

も存せざるなり。〔註九〕

〔註九〕 千九百二十一年六月カナダ政府は之に類似の關稅規則を制定して換算率下落の限度を平準點以下五割と定めたれ共、之要するに當局者の獨断にして、何故に五割と定めたるかに就ては數字的根據あるに非ず。

歐洲諸國爲替相場の暴落には、各種の原因こそあれ其主たるものは通貨の膨脹、財政の紊亂等凡て戰亂に基因する病弊にして爲替相場の下落せる一方には必ず異常なる物價の騰貴を伴へるを以て、如何に獨逸の如く政府の力を以て生産費の暴騰を防ぎ物價の調節を計れる國と雖、全然物價に何等の關係なく、單に爲替相場の一の方にのみ人工的制限を加へらるゝ時は、最早正當の方法を以てしては之に對するの策無きに至るべく、まして伊太利以下の國に於ては之を以て全然輸入の禁止と見るの外無きなり。

此法律が制定せらるゝ場合に之が適用を受くべき國、並に輸入稅賦課の標準價格の騰貴率は

て、輸出國の市價に従ひて課稅するは即ち二種の價格の内高き價格に従ひて課稅するの結果を見たり。されど現在は必ずしも然らず。例へば「第七、ダンピング禁止法の批評」の場合に記述せるが如く、爲替相場の下落を利用し米國に對しては本國の市價よりも遙に高き價格を以て輸出して猶且戦々として餘裕を有する國あり。然るにも拘らず米國の關稅法が依然として舊態を維持し、輸出國の市價を標準として輸入稅を徵收するは既に理由の存せざる事なり。

斯に於て、上院委員會は下院より廻付せられ

たる換算率制限に關する法律案を削除すると同時に之に代えて當法案を制定し、爲替相場の下落到に伴ふ合衆國の不利を除かんとせり。

緊急關稅法第三章——從價稅ノ件

第一、凡テ商品ノ價格ニ準シテ輸入税、或ハ其他ノ制限ヲ決定セラルベキ商品ノ輸入税賦課ノ標準ハ其商品ノ輸出價格(Export value)ヲ下ラザル價格トス

第二、本法ニ於テ輸出價格(Export value)ト稱スルモノハ輸出ノ時ニ於テ其商品或ハ之ニ類似スル商品ガ、輸出國ノ主要市場(Principal market)ニ於テ何人トモ自由ニ取引セラル、一般卸賣ノ數量ヲ輸出スル場合ノ輸出價格ヲ云フ。

若シ、右ノ輸出價格中ニ合衆國ニ輸出スルニ要スルニ凡テノ包装荷造費ヲ含マザル場合ハ之ヲ加ヘ、若シ右ノ輸出價格中ニ合衆國ニ輸

千九百十三年ノ關稅法ノ規定ヲ從前ノ通り適用ス。〔註十二〕

〔註十一〕 千九百十三年關稅法に於て輸出國の市價と稱するものは、合衆國に輸出の時、其輸出國の主要市場に於て其商品が何人に對しても自由に取引せらる、卸賣の價格にして合衆國に輸出するに必要なる包装荷造費を含むものあり。

〔註十二〕 千九百十三年關稅法は第三百八十六節に於て、「一つの商品が二種以上の材料を以て組成せらる、場合は、其主要なる價值を構成せる材料の輸入税率を全部に適用する」事を規定せり。

右の規定に從へば輸入税賦課の標準は、輸出國の市價、或は輸出價格の何れか一方高き價格を標準として課税するものなるを以て、從來の關稅法よりも其適用の範圍自由にして爲替相場ノ下落せる國が其相場を利用して利を得んとするものに對しては正當の抑制を加へ得べく、又下院の定めたる法案の如く人工的にも非ず、最も當然の規定と云ふべし。

出スルニ要スル包装荷造費以外ノ費用、合衆國ノ輸入税輸出地ヨリ合衆國荷渡地ニ至ル運賃ヲ含ム場合ハ之ヲ減ジ、更ニ又、輸出國ニ於テ徵收セラルベキ輸出税ヲ含マザル場合ハ此金額ヲ加フ。〔註十〕

〔註十〕 本法に於ては輸出國に於ける輸入戻税に付ては何等の規定を設けず。

第三、緊急關稅法第一章(農產物保護法)、千九百十三年關稅法(現行アンダーウード關稅法)其他凡テ本法施行前ノ法律ニシテ輸入品ノ價格決定ニ關スル規定ニハ凡テ本章ノ規定ヲ適用シ現行關稅法ニ規定セル意味ノ市價〔註十二〕或ハ本章ニ定義セル輸出價格ノ内何レカ高價ナル價格ヲ輸入税賦課ノ標準トナス。

但シ商品ノ主要ナル構成部分(Component material)ノ價格ニヨリテ課税セラル、輸入商品ニ就テハ、

今後一般關稅の制定せらるゝに當りては如何なる主義が勝利を占むべきやは、當局者と雖、未だ斷言し能はざる所なれ共、緊急關稅法に於て上院の採用したる此主義が最後の勝利者たらん事を希望して止まざるなり。

第十 爲替換算率時價決定に關する規定

前述の如く、上院の法律案を以て下院の換算率制限案に交代せしめたるを以て、茲に當然の結果として爲替換算率時價決定の標準を設くるの必要を生じ、緊急關稅法は其第四章に之を規定したり。

緊急關稅法第四章——貨幣の件

第一、合衆國トノ貸借決濟ニ於テ、外國貨幣ノ有スル價格トハ、其國ノ標準貨幣ノ有スル金額ノ價格ニシテ右ノ金屬ノ價格ハ毎年其年一月、四月、七月、十月、ノ第一日ニ於テ大藏

大臣ノ公表シタル價格ヲ云フ。

第二、本法施行以後合衆國ニ輸入セラレタル商品ノ價格ヲ關稅賦課ノ目的ヲ以テ合衆國貨幣價ニ換算スル率ハ、毎年四期ニ分チテ第一ノ場合ト等シク、大藏大臣ノ公表シタル換算率ニ據ル。

第三、但シ若シ、大藏大臣ノ公表シタル換算率無キ場合、又ハ大藏大臣ノ公表シタル換算率ト輸出ノ時ニ於ケル紐育ノ買相場トガ五分以上異動セル場合ハ紐育ノ買相場ヲ標準トナス。右ノ買相場ハ外國宛電信爲替ノ買相場ニシテ紐育聯合準備銀行ノ買相場ヲ適用シ、大藏大臣ノ承認シタル毎日ノ相場ニ據ル。大藏大臣ハ其必要ト認ムル範圍内ニ右ノ相場ヲ通知スベシ。

紐育聯合準備銀行ハ、(一)最近ニ於テ直接或ハ第三國ヲ通ジテ決済セラレタル實際ノ相場

ヲ資料トシテ買相場ヲ決定ス、(二)若シ、電信爲替ノ相場ナキ場合ハ參着拂或ハ定期拂ノ爲替相場ヨリ實際ニ計算シテ電信爲替ノ買相場ヲ決定スベシ。

第十一 染料並ニ化學藥品輸入監督法

緊急關稅法ハ其最後の第五章に染料並ニ化學藥品の輸入監督に關する規定を設けたり、該規定は其單獨の名稱を "Dye and chemical Control Act; 1921." と稱すれ其其の要點とする所は染料の輸入制限にして染料以外の目的に使用せらるゝ藥品は僅に其一部に過ぎざるなり、化學染料の工業は元來、獨逸、英國、佛蘭西、スイツツルノール、ウエー等歐洲大陸の産業にして米國が之に着手したるは千九百十五年以後に屬し然も千九百十五年、千九百十六年の産額は極めて微々たるものなるを以て此の新工業の効果を相當に見るに至りしは最近二三年の事と云

ふべく、未だ平時に於て歐洲品と競争し得べき基礎を有せざるは寧ろ當然なり。

戰時に於ては一方歐洲染料の輸入は杜絶し、他方に於ては米國內及び東洋方面の他の工業の隆盛なるに伴ひ化學染料の需要著しく増加したれば之に促されて米國の新工業は短時日の間に驚くべき發達を遂げ千九百十七年には既に千九百十四年の輸入額に等しき化學染料を産するに

至れり、次で千九百十八年、十九年逐次増加して千九百十九年には戰前の輸入額を超過する事約四割の染料を産し、千七百萬弗を輸出するに至れり。

米國染料の全盛時代に於ける産出額と戰前の輸入額とを對照すれば次の如し。

種 別	輸入額 (封度)		合衆國生産額 (單位封度)	
	一九一四年	一九一七年	一九一八年	一九一九年
直接染料	一〇、二六四、七五七	一一、一八一、七六一	一一、二八五、六八三	一四、四四四、九三四
インディゴ以外の染料	一、九四五、三〇四	一、四一五、二二五	一、九七、四四九	三、八九、一五八
染料	八、四〇、三五九	二、七四、七七二	三、〇八三、八八八	八、八六三、八二四
インディゴ	九、二八六、五〇一	九、三七二、一一一	九、七九九、〇七一	一一、一九五、九六八
酸性染料	七、〇五三、八七九	一五、五八八、二二二	二、三、六九八、八二六	一七、六二四、四一八
磺黄染料	四、四五〇、四四二	四、一六四、九〇二	五、四四七、一九二	三、九八五、〇五〇
媒染色素	三、〇〇二、四八〇	二、〇七八、〇四三	二、八七九、六三九	四、〇三六、五三二
鹽基性色素	一、五二二、六〇五	九、三四、三六〇	一、〇六八、四六六	一、八一三、一九九
レーキ色素其他	四五、九二二、三二七	四三、六〇八、七〇五	五八、四六〇、二一四	六三、三五三、〇八三
合 計				

斯の如く長足の進歩は見たれ共、元來米國の 勞銀は甚だ高く石炭、電氣等總ての原料も亦歐

洲諸國に比して遙に高價なれば一旦平時に復するや、獨逸、スウイツル、シエコスロバキア等の激甚なる競争に遭遇せり、尙、ソリウム染料の原料たる亞硝酸曹達の製造及びアニリン其他のコールター染料の工業も米國の生産原價は到底輸入品の價格に近接するを得ず千九百二十年の秋より千九百二十一年の春にかけて大部分の染料工業會社は工場を閉鎖するの止むなきに至れり、

染料並に化學藥品輸入監督條例は即ち此窮狀を救はんが爲に現はれたるものなり。

緊急關稅法第五章一染料並に

化學藥品

第一、本法施行以後三ヶ月間〔註十三〕左ニ記載ス

ル染料並ニ化學藥品ハ左記ノ場合ノ外、合衆國及其領土内ニ輸入スル事ヲ許サズ

亞硝酸曹達 (NANO)

日上下院聯合關稅委員會に於て三ヶ月と變更したるものなり。

〔註十四〕 同右

第十二 從價稅標準變更問題の將來

從來のアンダーワード關稅法が從價稅の標準を輸出國の市價に置きたる事及び緊急關稅法が之を改正して輸出國の市價或は輸出價格の内何れが一方高價なる價格を標準とする事に改めたるは既に之を述べたり。

然るに斯に關稅改正の初めより右の改正案と對抗し來れる別個の主義あり、即ち米國の市價を以て課稅の標準とする主義之にして、商務大臣フーバーの如きも此主義を主張し緊急關稅法案が議會の問題たりし間屢々法案の形式を具へて議題に上らんとしたり。

此主義に従へば從來合衆國政府が屢々經驗したる外國市價調査の困難を繰り返すの要なく、又爲替相場の變動に依る困難をも一掃すべく、

染料

コールター、ヨリ精製シタル藥品

合成ノ有機化學藥品

輸入ヲ許可スル場合次ノ如シ

(一) 合衆國及び其領土内ニ於テ同一品又ハ完全ナル代用品ヲ得ル事能ハザル事ヲ大藏大臣ノ承認シタル場合

(二) 數量不足ニシテ正當ノ條件、價格、希望ノ時期ニ於テ得ル事能ハザル事ヲ大藏大臣ノ承認シタル場合

輸入ヲ許ス量ハ合衆國或ハ其領土内ニ於テ荷受ケ以後三ヶ月〔註十四〕以内ニ實際消費スル消費ノ要求スル量ニ限ル

第二、戰時産業監理局 (War Trade Board Section)

ヲ國務省ノ所轄ヨリ大藏省ノ所轄ニ移シ、戰時産業監理局ヲシテ之ガ取締ニ任ゼシム

〔註十三〕 上院の原案には六ヶ月と規定したるを五月十八

内地の産業を保護する上に於ては理論上最も公正なる課稅標準を設立し得るの觀ありと雖も、實際に於ては米國の市價を標準とする時は生産業者或は輸入業者は輸入稅の額を豫知する事不可能なるを以て取引の上に非常なる困難と感すべく、又稅關に取りては日々輸入し來る無数の商品に對して其都度市價の評定を爲すが如きは徒に實務の煩雜を來すのみにして到底實行爲し難く、例へば日本の關稅法に於ても明治四十四年以來之と同一の主義を取り來りたりと雖、未だ嘗つて正しく之を適用したる實例を聞かず、然るに七月上旬議會に現はるべきフオードニの一一般關稅の改正案は此主義の上に起草せられつゝありと聞く。

之に對しては民主黨は勿論激烈なる反對を試むべきも共和黨は多數黨なれば未だ其將來は容易に斷定する事能はざるなり。

以上を以て千九百二十一年米國緊急關稅法の
 大要を説明し終れり、説明の對照に主として獨
 逸の實例を引用したるは現在米國の生産業の最
 も恐るゝ競争者は獨逸にして對獨逸の政策は臆
 て米國商業政策の根本をなすが故なり。然かり
 而して獨逸の産業回復は單に米國のみの問題に
 非ず又日本の問題なり、獨逸國民存在する以上、
 今後彼等が輸出貿易に全力を傾注するは明白に
 して、彼等が輸出貿易に全力を傾くる以上勢ひ
 日本は其激烈なる競争を豫期せざるべからず。
 米國の保護關稅率の上騰に由りては輸入を阻
 止せられ、獨逸の競争に由りては販路を縮少せ
 らるるとすれば今後の對米貿易は決して從來の
 如く容易には非らざる可し。愈々堅實なる産業、
 眞摯なる貿易政策に非ざれば立つ能はざるの時
 は來れり。日本貿易業者の自重を切望して止ま
 ざるなり。

(完)

「資本」なる名辭の變遷(上)

園 乾 治

これは Edwin Cannan, Early History of the Term
 Capital. (The Quarterly Journal of Economics, May
 1921 所載) の主要部分の意譯である。

Capitals といふ形容詞は、ローマ人がその名
 詞 Caput から作り出したものであつて、この
 言葉は、英語の所謂 head の意味を有つて居る
 ラテン語である。英語では head を形容詞的に
 用ひ、或ひはハイフンを挿入して head-keepers,
 head-offices, head-quarters といふ工合に用ひる。
 然し辭書の記載するところを真とするならば、
 古典時代のラテン語の用法では、Capitals とい
 ふ言葉は一般に犯罪を刑罰に用ふる形容詞

Capital 即ち「死刑に處すべき」と同じ意味の場
 合に限つて用ひられたといふことである。然し
 時々、英語に於てはもつとよく知られてゐる
 「最も重要な」といふ意味に用ひられることも
 あつた。さうして後にはこの用ひ方が普通とな
 つて、佛語で “la ville capitale d'un pays” “le
 point capitale de l'affaire” 英語で “the capital
 message” “the capital city of a country” 及
 び “the capital merit” of a work. 等といふや
 うな用ひ方が澤山に行はれるやうになつた。(然
 し capital letter といふ場合には、以上の如く「最
 も重要な」といふ意味はない。却つて本來の
 「先頭に立つ」といふ意味に用ひられたものであ
 る)。この意味に於いては、英語の chief 及びこ
 れと等しく caput の意味を弱くした形である佛
 語の chef とは全く同義語である。

一つの事業が個人的に經營せらるゝか、又は

小數の者の組合になる商會によりて經營せらる
 ゝか、或ひは多數の者の組合である會社により
 て經營せらるゝか、その孰れの場合であるを問
 はず、或る特定の事業に於いて取扱はるゝ主要
 なる貨幣額は何であるかと云へば、それは即ち
 事業の基礎をなす貨幣額。個人、商會、會社が
 取引をなす貨幣の總計を云ふのである。言ふ迄
 もなくこれは最初には事業を開始したる貨幣額
 で後にはそれに附け加ふべき額と控除すべき額
 とが生ずる。さうして幾何を附け加へ、幾何を
 控除すべきかは、實際問題であつて意見が區々
 に岐れて來る。且つ一般的な原則も或る程度ま
 で事業の種類により、また同一種類のものに於
 いても經營の方法によりて相違するのである。
 かくの如く、如何なる金額を正しい額とするか
 といふことに就いては、議論があるかも知れな
 いけれどもその本位に就いては、疑問は決して